

2020年4月7日

お客さま各位

株式会社みなと銀行

「新型コロナウイルス感染症」拡大により影響を受けている事業者の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

お客さまの資金決済や事業資金の円滑化を図るため、下記の通り、各種融資制度を取扱いしております。

記

《取扱中の融資制度一覧》

(1) 緊急融資制度

①新型コロナウイルス感染症対策支援融資

(2) 中小企業融資制度

(兵庫県)

①経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策貸付）

②経営円滑化貸付（新型コロナウイルス危機対応貸付）

③経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）

④借換等貸付（新型コロナウイルス対策）

(大阪府)

①新型コロナウイルス感染症対応緊急資金

②経営安定資金（危機関連）

※各種融資制度の概要は『別紙』参照

当行では、全営業店にて「相談窓口（新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り等）」を設置し、迅速な金融サービスの提供に努めてまいります。

なお、現在、政府にて新型コロナウイルスの感染拡大に対応する第3弾の緊急経済対策【無利子融資等】が検討されており、詳細が判明次第、ご案内させていただきます。

以上

《別紙》

(1) 緊急融資制度

①新型コロナウイルス感染症対策支援融資

対象者	以下の要件をすべて充足する事業者（法人、個人事業主） (1) 新型コロナウイルス感染症により直接的、間接的に影響を受けている (2) 直近1ヶ月間の売上が前年同月と比べて10%以上減少 (3) 「状況確認書」の提出が必要
融資利率	当行所定の変動金利
貸出金額	5,000万円以内
融資期間	5年以内（うち据置1年以内）
資金使途	運転資金、設備資金

(2) 中小企業融資制度

(兵庫県)

①経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策貸付）

対象者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、次に該当するもの ・最近1か月間の売高等が前年同期に比べて5%以上減少している方
融資利率	年0.70%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	運転資金、設備資金

②経営円滑化貸付（新型コロナウイルス危機対応貸付）

対象者	県内で同一事業を営む方で中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、市町村長の認定を受けた方
融資利率	年0.70%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	運転資金、設備資金

③経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）

対象者	<p>新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けている中小企業者等で、</p> <p>(1) ～ (3) のすべてに該当する方</p> <p>(1) 県内で 1 年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近 1 か月間の売上高等が前年同期に比べて 5%以上減少している方</p> <p>(2) 取扱金融機関と 1 年以上の与信取引がある方</p> <p>(3) 税務署受付印のある直近決算書が提出可能な方（個人事業主は青色申告を行っている方）</p>
融資利率	金融機関所定金利
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
資金使途	運転資金

④借換等貸付（新型コロナウイルス対策）

対象者	<p>(1) ～ (3) のいずれかに該当し、かつ (4) ～ (5) に該当する方</p> <p>(1) 兵庫県中小企業融資制度の借入残高がある方</p> <p>(2) 2017 年 3 月 31 日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある方</p> <p>(3) (2) 又は (3) の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資の借入残高がある方（保証付融資は、借換対象資金の借入残高のうち 1/2 以上が、(2) 又は (3) の融資によるものであることが必要）</p> <p>(4) 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込みのある方（適切な事業計画書の提出が必要）</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、最近 1 か月間の売上高等が前年同期に比べて 5% 以上減少している方。</p>
融資利率	年 0.70%（固定利率）
融資期間	10 年以内（うち据置 1 年以内）
資金使途	既往借入金の返済資金、融資実行に必要な諸経費

(大阪府)

①新型コロナウイルス感染症対応緊急資金

対象者	以下のいずれかに該当する方 (1) 府内において1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方 (2) 国が指定した地域において1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上高が前年同月比で20%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が20%以上減少することが見込まれること(市町村長の認定要) (3) 国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方(市町村長の認定要)
融資利率	年1.20%(固定利率)
融資期間	7年以内(うち据置1年以内)
資金使途	運転資金、設備資金

②経営安定資金(危機関連)

対象者	新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者の方(市町村長の認定要)
融資利率	年1.20%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)
資金使途	運転資金、設備資金

以上